

<h1>東京青税だより</h1>	2024年6月号
	<編集発行> 東京青年税理士連盟総務部 tokyoaz@wmail.plala.or.jp Phone:03(3356)2916

目次

第57回全国青年税理士連盟名古屋大会のご案内	1
第3回役員会（議事録）	1
第64回定期総会開催（議事録）	6
第68回東京税理士会定期総会	8
今後の行事予定（令和6年7月以降）	12

第57回全国青年税理士連盟名古屋大会のご案内

2024年8月4日（日）に全国青年税理士連盟名古屋大会を開催します。

名古屋大会では、同日に全国青年税理士連盟シンポジウムも開催します。本年度は「新時代に求められる税理士の役割」という全体テーマの元に、全国の各単位青税が英知を集結した研究結果をそれぞれ趣向を凝らして発表します。東京青税は「税理士の業務のICT化と納税者の権利擁護について」という個別テーマで発表を行いますのでお楽しみに！

詳細は、同封の「第57回 全国青税名古屋大会のご案内」及び大会パンフレットをご覧ください。

全国青年税理士連盟の一大イベントの名古屋大会にぜひご参加ください。

名古屋大会に参加される方は、同封の「参加申込書」にご記入の上、東京青税事務局までFAXしてください。議案書は後日送付いたします。

東京青税事務局FAX：03-3354-4095

第3回役員会（議事録）

第3回役員会（議事録）

- 日時：2024年6月4日（火）18：45～21：30
- 場所：事務局及び各自任意の場所（Zoomを併用したWeb会議）
- 議長：前 正紘 副会長
- 出席役員：23名
- 議題：

<報告事項>

1. 6月4日東京税理士会理事会傍聴報告・・・武田税制調査部長

6月4日(火)13時30分より傍聴した。定額減税について事業者と税理士にとって大きな負担となっているが、税理士としては進めるしかないこと、6月19日(水)に定期総会を開催すること、税理士法施行規則改正に伴い税理士登録の際にマイナンバーが必要となること、令和7年税制改正に関する建議書案については少子化対策についての税制面での検討、年末調整と確定申告の時期拡大、消費税の単一税率化、資本的支出に関する耐用年数の見直し、準確定申告の提出期限を相続税申告期限と同様とすること等について取りまとめた旨の報告があった。また、周知事項として相続税申告書の第11表が改訂される予定であること、来年の確定申告無料相談会では申告書に収受印を押印することになったこと等について報告があった。

2. 5月18日(土)青年法律家協会東京支部総会報告・・・西副会長

5月18日(土)青年法律家協会東京支部定時総会に出席し、第1部は新人弁護士の弁護士を目指したお話、第2部は世界平和について法律家の立場からどのような活動が求められるかについて講演とワークショップ、第3部は総会が行われた旨の報告があった。

3. 5月18日(土)全国青税第11回金沢理事会報告・・・湊会長

5月18日(土)全国青税第11回理事会が金沢で開催され、4月8日に富川会長をはじめ執行部5名で被災地である能登を視察し、商工会議所の方と面談を行ったこと、青税で募った義援金第一弾(1,238,495円)を石川県へ寄付したこと等の報告があった。

4. 6月2日(日)全国青税第1回岐阜理事会報告・・・湊会長

6月2日(日)全国青税第1回理事会が岐阜で開催され、シンポジウムの当日の発表順について審議が行われたこと、2024年度前半の理事会開催日程が決まったこと、8月4日の定時総会において東京青税から議長と議事録署名人を選出するよう依頼があったこと等の報告があった。

5. 他団体の総会について・・・加納総務部長

6月以降他団体で開催される総会に東京青税から来賓で出席する場合には、前総務部長予定者から出席予定者へ連絡がある旨の報告があった。

6. 次回役員会の開催予定について・・・前総務部長予定者

次回第4回役員会は7月9日(火)18時45分より税理士会館にてZoom併用により開催予定との報告があった。

7. 東京税理士会定期総会議案書検討会について・・・前総務部長予定者

定期総会に向けて6月5日(水)にZoomにて議案書検討会を開催する予定であり、石山会長予定者、前総務部長予定者、齊藤税制調査部長予定者、岩田制度部長予定者が出席予定である旨の報告があった。

8. 各部会の開催について・・・前総務部長予定者

6月17日から7月7日の間に各部で部会を開催し、7月7日までに事業計画の提出をお願いしたい旨の報告があった。

9. 石山執行部 t-ak（役員メーリングリスト）の整備の件・・・前総務部長予定者

現執行部とは別に石山執行部のメーリングリストを作成し、6月15日（土）の定期総会後に新役員のメールアドレスを追加する旨の報告があった。

10. 定期総会議案書 第3号議案について・・・前総務部長予定者

役員会の議案に添付した役員改選一覧表記載の氏名や部会等の記載事項に訂正があれば、前総務部長予定者まで連絡をお願いしたい旨の報告があった。

11. 定期総会 当日進行について・・・加納総務部長

6月15日（土）に開催される第64回定期総会について、タイムスケジュール、台本、その他当日の留意事項について報告があった。

12. 各部・各委員会報告

（総務部）

- ・5月23日（木）定期総会議案書着荷、月末発送物とあわせて会員に発送
- ・6月4日（火）神奈川青税へ総会祝電対応完了
- ・6月5日（水）引継ぎ予定

（経理部）

- ・5月分の立替経費精算及び年会費入金のとりまとめ、次期体制への引継ぎ準備

（組織部）

- ・5月15日（水）引継ぎ実施
- ・6月11日（火）お疲れさま会開催予定

（広報部）

- ・5月27日（月）お疲れさま会開催
- ・5月31日（金）広報誌 227号発行、
- ・6月10日（月）引継ぎ予定

（厚生部）

- ・5月15日（水）第9回厚生部会開催
春の厚生行事の結果報告と感想・反省、慶弔規定について検討実施
- ・5月28日（火）引継ぎ

（研究部）

【実績】

- ・5月16日（木）第7回税法学原論研究会、
会場 東京税理士会館
参加 25名（うち新合格者5名）
テーマ 第9章租税の立法過程、第11章税務行政機構
チューター 岩田英徳会員、オブザーバー 小池幸造会員

【予定】

- ・6月7日（金）第8回税法学研究会開催予定

会場 東京税理士会館

テーマ 第12章税法の解釈と適用、

チューター 仲尾浩重会員、オブザーバー小池幸造会員

- ・7月12日（金）第9回税法学原論研究会開催予定

会場 東京税理士会館

テーマ 第13章租税法律関係の性質

チューター 菊地和仁会員、オブザーバー小池幸造会員

(制度部) 特になし

(実務研修部)

【実績】

- ・5月23日（木）研修会

会場 東京税理士会日本橋支部会議室

参加 61名（うちweb31名）、

テーマ 生前贈与・マンション評価の改正解説と生前対策の事例紹介

講師 鎌田雅樹会員

共催 中央部会

- ・6月3日（月）研修会

会場 全理連ビル

参加 青税会員21名

テーマ ドローン業界の背景と法規制、その未来

講師 行政書士樋口直人先生、

共催 東京六青会担当委員会

【予定】

- ・6月22日（土）研修会

会場 東京地方税理士会館（リアル参加のみ）

テーマ AI時代における税理士の在り方開催予定

講師 税理士坂井昭彦先生

共催 埼玉青年税理士連盟、神奈川青年税理士クラブ、千葉青年税理士連盟

- ・7月25日（木）研修会

会場 東京税理士会館（Web併用）

テーマ 合同会社の設立・運営と税務上の留意点開催予定

講師 税理士・司法書士 梶田義孝会員

(税制調査部) 特になし

(シンポジウム委員会)

- ・5月11日（土）

シンポジウム論文発表会&2024年シンポジウム発表ガイダンス開催

会場 事務局（Web併用）

(60周年記念事業委員会)

- ・5月24日（金）、31日（金）60周年記念誌の校正作業を実施

- ・6月15日（土）定期総会で60周年記念誌が完成した旨の報告予定

(六青会担当委員会)

・6月3日(月)研修会

会場 全理連ビル

参加 青税会員21名

テーマ ドローン業界の背景と法規制、その未来

講師 行政書士樋口直人先生、

共催 実務研修部

<審議事項>

1. 今後の役員会等会議日程について・・・前総務部長予定者

2024年9月から2025年3月までの役員会について、東京税理士会理事会開催予定に合わせて開催したい旨の提案があり承認された。

2. 小笠原くらしの法律税金相談会への会員派遣について・・・宮路税務支援対策委員長

2024年7月10日(水)から15日(月)までの小笠原くらしの法律税金相談会へ梁川会員を派遣することが提案され、賛成多数で承認された。

3. 2024年シンポジウム個別テーマについて・・・前田シンポジウム委員長予定者

2025年シンポジウム東京青税個別テーマについて「租税特別措置法の効果測定」としたいが、行き詰った場合には「働き方の多様化を踏まえた個人事業者、給与所得者、同族会社などの課税バランスのあり方」としたい旨の提案があり、賛成多数で承認された。

4. 2025年全青東京大会の日程について・・・野村副会長

(全青全国大会実行委員長予定者)

2025年全青東京大会の日程について、2025年8月3日(日)とすること、また7月の全青の理事会において日程と場所が審議され、承認されたものを7月9日の役員会で報告する流れで良いかどうかについて提案があり、賛成多数で承認された。

<協議事項>

1. 月末発送物電子化の件・・・安藤広報部長

昨今の電子化の流れや配送コストの値上がりを受けて月末発送物の電子化を進めたいと考えているため、アンケートを実施するかどうか及びアンケートの内容について協議された。

2. 慶弔規定運用規則制定の件・・・井上厚生部長

慶弔規定の運用にあたっての役割分担について、運用規則は作成せず基本的に弔事は会長・総務部長・経理部長、慶事は厚生部長・経理部長が対応することとし、対応が難しい状況においては会長・総務部長が適宜対応者を調整することについて協議を行った。

以上で報告、審議、協議を終了し、近隣にて懇親会を実施後、散会した。

第 64 回定期総会開催（議事録）

石山貴裕会員（港）を第 56 代会長に選出！

2024 年 6 月 15 日（土）東京税理士会館にて、東京青年税理士連盟第 64 回定期総会が 13 時 20 分より開始された。

第 1 部では「税理士のプロフェッショナルリズム」というテーマで、鈴木利廣弁護士を講師としてオンラインによる記念講演が行われ、多くの会員が参加した。

第 2 部の定期総会は 14 時 40 分から野村知栄副会長の司会のもと、西ゆかり副会長の開会の辞で始まった。

第 55 代湊真志会長から、退任の挨拶として、会長就任を決意した直後の一昨年 12 月にコロナに感染し、その後遺症に悩まされ、体調が優れないこともあったなか、1 年間会長の仕事を全うできるのか不安になった当時の心境を語ったうえで、今日この場で退任の挨拶ができることは、会員や役員の皆様の支えがあったお陰であると感謝の意を表した。また、この 1 年間でできたこともあればできなかったこともあるが、自分としては貴重な経験ができたこと、そして何より楽しかったことから会長を引き受けてよかったという言葉とともに感謝の言葉を重ねて、挨拶の結びとした。

次に議長として高橋千亜紀会員（文京）と坂爪勸会員（渋谷）が選出され、審議を開始した。議事録署名人には岩田俊一会員（文京）と松田匡司会員（中央）が指名された。

第 1 号議案（事業報告承認の件）と第 2 号議案（決算承認の件）について、加納豊彦総務部長及び田上順也経理部長からそれぞれ提案があり、併せて会計監事の森智之会員（渋谷）から監査報告が行われ一括審議に入った。その後、採決に移り、第 1 号議案及び第 2 号議案とも、挙手多数により承認可決された。

第 3 号議案（役員改選の件）については、今井司会長等推薦審議委員長から石山貴裕会員（港）を会長として推薦する旨並びに新役員候補の提案がなされ、推薦経過並びに石山貴裕会員のプロフィールの説明があり、満場の拍手によって承認可決された。

ここで第 56 代石山貴裕会長から、今年度の活動方針について、次なる税理士法改正に向けて引き続き「真に国民のための税理士制度」について研究し本来あるべき納税者権利憲章の制定実現を目指すこと、憲法に立脚した応能負担原則を基礎としたあるべき税制の確立のため、今や税収全体の 34% を占める逆進的な消費税ではなく、金融所得や法人税率の累進課税を強化することや、公正、中立、簡素な税制について提言すること、組織活動としては、コロナ期間中に始めた旧ツイッターを活用し今期も広報部と X 委員会を中心に SNS やホームページにて青税活動を発信していくことや、部会活動を通じて東京青税の組織拡充を図ること、厚生活動としては、会員が家族や事務所職員から青税活動の理解を得られるよう、家族や職員が参加できるような楽しい厚生行事を企画すること、公益活動としては小笠原諸島で行われる税務無料相談会に会員を派遣するとともに、ここ数年開催できていない確定申告無料相談会の再開に向けて検討すること、などの所信を表明し、東京青税が 2022 年に設立から 60 年を迎えたことを受けて、青税の襷をつないでくださった先輩方に感謝するとともに 70 年、100 年と未来に向けてつないでいけるよう、役員・会員のお力添えを頂きながら楽しく活動して行くことを宣言して、これを挨拶とした。

第 4 号議案（事業計画承認の件）、第 5 号議案（予算承認の件）について、前正紘新総務部長

及び高橋理江新経理部長からそれぞれ提案があった。

一括審議に入り、まず森智之会員（渋谷）から東京青税の60周年記念事業について、当該事業の予算が第5号議案上どこに計上されているのかという質問があった。これに対して石山新会長から、事業費支出のうち、委員会等支出120万円という部分がそれに当たるという回答があり、また補足として、昨今の物価高につき予算で賄い切れない可能性があるため、その場合には予備費支出を充当していくことになるという旨の説明があった。

高橋紀充会員（東村山）から、第4号議案に「全国青税と連携して」という文言が多く見受けられるが、多くの会員がいるこの場で、全国青税の魅力を教えてほしいとの意見があった。これに対して石山会長から、青税入会2年目に国際部長を務めた経緯などについてユーモアを交えて語り、他の単位青税の会員たちと会員減少などの悩みやこれからの課題を共有できること、活動に爪痕を残そうという意欲の高いメンバーが多く集まること、全国の青税の仲間と仲良くなれること、などを挙げて、全国青税の魅力を説明した。

菊池純会員（新宿）から、インボイス制度が始まり、目に見えて消費税収が増えている。これは小規模事業者の負担が増えていることの現れに相違ないが、東京青税としては、今後インボイス制度へどのように対応するのか、という質問があった。これに対し石山会長から、東京会へ提出する税制改正の要望書の中で、インボイス制度反対を訴えていく方向であると回答があった。また、インボイス制度だけではなく、消費税そのものの見直しや、更には他の税法も含めた国民のためのあるべき税制についても、会員の皆様のご意見を伺いながら進めていきたい、という旨の説明をした。

安藤克哉会員（足立）から、社会貢献活動に関して、かつて渋谷駅で行っていた無料相談会について、自身が青税活動に関わっていくきっかけとなったイベントであったことから、以前のように渋谷駅を使うことは難しいとしても、無料相談会自体は再開してほしいという要望を述べた。これに対して石山会長は、安藤会員と同意見であるとし、現在再開についての具体的な案は出ていないが、渋谷駅ほど良い環境で行えないとしても、今年こそ無料相談会の開催を実現したいという旨を述べた。

その後、採決に移り、第4号議案及び第5号議案とも、賛成多数により承認可決された。

最後に第6号議案（総会決議文採択の件）が、中木啓文会員（千代田）により提案され、賛成多数によって承認採択された。

すべての議案審議が終了した後、足達信一東京税理士会会長代理勝又和彦副会長、小海範亮青年法律家協会東京支部長代理田村優介副支部長、本岩大佑東京青年司法書士協議会会長、大矢良典東京税経新人会会長、菅原祥元専税協議会会長代理倉林俊男副会長ならびに富川和將全国青年税理士連盟会長より来賓の挨拶があった。その後、司会者が他の来賓を紹介し、祝電を披露した。

そして、湊真志前会長から石山貴裕新会長へ襷が渡され、石山新会長から湊前会長へ花束の贈呈が行われた。最後に大和屋美幸副会長の閉会の辞によって、16時40分に定期総会を無事終了した。

続いて手塚久雄60周年記念事業委員長より、東京青税60周年記念誌の紹介があり、その後休憩時間を挟んで、17時00分より同じく東京税理士会館にて宮路幸人新厚生部長の司会のもと、石山新会長の乾杯により懇親会が開始した。各会員の親睦を深め、18時10分に散会した。また

18時30分から近隣の会場「Irish Pub An SOLAS」にて二次会が行われ、約40名の会員が参加し、20時30分に散会となった。

第68回東京税理士会定期総会

2024年6月19日（木）京王プラザホテルにおいて、東京税理士会第68回定期総会が開催され、約350名が会場出席した。東京青年税理士連盟では、石山貴裕会長、阿部寿男副会長、岩田英徳制度部長、齊藤和弘税制調査部長、安藤克哉会員、皆川将志会員、青木芳樹会員、前正紘総務部長が事前に議案書について検討を行い、総会においては、うち4名が質問に立ち、次のような質疑応答があった。

質問（石山貴裕会長）

議案書39ページの調査研究部事業報告1番目の令和7年度税制及び税務行政に関する意見書について質問します。

意見書の基本的な考え方に記載されています、公平性と中立性に配慮した簡素な税制を構築すべきという基本理念に賛成いたします。令和6年度の一般会計予算では消費税収が税収全体の34%を占めておりました。こちらは所得税収と法人税収をともに上回っております。消費税は世代や就労の状況にかかわらず、広く国民が負担していますが、事情によって働けない方ですとか、年金でギリギリの生活をしている方々の生活費に対しても課税されております。昨今の物価上昇も相まって日本の雇用の7割を担っているとされる中小企業、またはフリーランスにとっても消費税の負担は年々重くなっているような実感がございます。

ここからが本題ですが、収入の多い人が多くの税金を負担するという応能負担の考え方に則した公平性の高い税制を実現するためには、いわゆる逆進性により貧富の格差を拡大する方向に作用する消費課税を強化するのではなく、例えば金融所得課税に累進税率を導入するとか、所得再分配機能を有する所得税と法人税の課税にシフトした方が結果的に経済的弱者を守り、福祉にかかる歳出を抑えることにも繋がるのではないかと、その結果国全体が元気になるのではないかと考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

回答（大畑調査研究部長）

消費税の負担という点では、今年の意見書にも現れている部分があります。具体的には軽減税率について、食品・新聞は軽減ですが、一方で電気代その他水道光熱費のような最低限の生活のために必要となる経費は軽減されず、非常に重い負担になる。そういうことから調査研究部の意見では、いったん単一税率に戻した上で生活に困窮している低所得者に対する給付で措置をするという形で意見書に上げております。ご質問いただいた生活費負担という点では給付を通じて生活困難者に対する救済をしていくという案を考えております。あと、金融所得課税の強化や、法人税率の点、つまり法人からいかに徴収して広く負担をしていくかという考え方については、今現在、政府税調でも議論がされています。法人税率を上げていくかという議論も踏まえて、来年の意見書作成には向けて内容を検討していく段階に入っております。

質問（岩田英徳制度部長）

会員業務のデジタル化に関連して、キャッシュレス納付の上限額に関する質問です。

事業計画の中でも会員業務のデジタル化につきまして、強く推進されているということで、私どもも事務所ではデジタル化に取り組んでいるところでございます。納付書の事前送付の取りやめについては、私は新宿税務署が最寄りですが、他の税務署の納付書が取りづらくなるなど、不便を感じた部分はありましたが、自身の業務の中でもデジタル化を推進しております。

そのような中で、今年の確定申告時期に困ったことがありました。私どもの事務所ではペイジーによる納付をお客様にお願いすることが多く、ATMやインターネットバンキングで納付していただいております。ところが、これは後から分かったのですが、一部のお客様については、金融機関の規制によって上限額に引っかかってしまい、納税ができませんでした。3月14日のことで、慌てて納付書を取りに行き、納付していただくことができました。後で確認すると、ペイジーの納税につきまして、国税庁の案内などを見ると「金融機関により上限が異なります」という記載となっており、そうすると一体このお客さんはペイジーで納付できるのか、やってみてもらわないと分からない、というようなことがありました。

最近始まった自動ダイレクト納付、これについては納税額がいくらまでは利用できます、ということが明記されています。ところが、ペイジーやインターネットバンキングでは、上限額に引っかかってしまい、贈与税を納税できなかったケースもありました。国税庁が推進しているデジタル納税が、金融機関の規制によって納税できないことに疑問を感じております。せめてその上限額を明記するなどをお願いしたいと思っておりますが、本会のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

回答（芳賀情報システム部長）

キャッシュレス納付は業務の一環として今後よりいっそう進んでいくように思います。ダイレクト納付自体は、やはり金融機関により11桁（999億…）とか、ゆうちょ銀行では8桁（9999万…）など、それぞれ上限があるのですが、限度が非常に大きいものですから、ダイレクト納付や振替納税の方は問題無いかと思います。

ただ、このペイジー納付につきましては、メガバンクでも1000万円までなどの制限があつて、インターネット方式による納付の際上限に引っかかるということがあるというご指摘かと思っております。今後、部としてはこのような周知に努めるというようなところではあります。あと、当局との情報交換もありますので、利用拡大のために上限額についても各金融機関で検討できないかというお話を要望として上げさせていただきたいと思っております。

質問（石山貴裕会長）

第3号議案、役員選挙規則一部改正承認の件につき、例えば会長候補者の推薦人が50人以上、100名以内というように、下限と上限が定められていますが、ここで上限を定めている理由は何でしょうか。

回答（岡本総務部長）

上限を無制限にすると、推薦人が一人の候補者に偏ってしまうことがあります。例えば何人もよいということになると、ある候補者に1000人の推薦人が集まり、そのため他の候補者は10人しか集まらないとか、そういうことが起こりえますので、ある程度の公平性を持たせたいという考えで、上限を設けております。

質問（齊藤和弘税制調査部長）

議案書 89 ページ令和 6 年度事業計画の重点施策についてご質問します。重点施策の 2、税制及び税務行政に関する諸問題について調査研究して建議すると掲げられています。

昨年にはインボイス制度が導入され、つい最近では定額減税が始まり、社会的にも多くの反響を集めています。これらの制度では大量の Q & A により税務行政が執行されていますが、一般の納税者ではこのような次々に追加される大量の Q & A に対応するのは難しいのではないかと思います。また、一般の納税者は Q & A を法律と同等に認識している方が多いと思いますが、このような税務行政が常態化すると、税法の意図するところを超えて税務行政が執行されるのではないかという懸念もあります。税法が不十分であっても、Q & A さえ出せば税務行政が執行できるのであれば、当然租税法律主義に反するのではないかと考えられます。毎年の税制改正に関する建議書において、税制に対する基本的な視点として、公平・中立・簡素が求められているが、これらの税制は公平・中立・簡素になっていないことや、実務を考慮した税制になっていないことが原因だと考えられます。

このようなあり方は問題であると考えられますが、本会においてはどのようにお考えでしょうか。また、何か対応される予定があるのかをお聞きしたいと思います。

回答（大畑調査研究部長）

実は Q & A で運用されているのは、インボイスや定額減税だけではなく、役員給与についても同様の取扱いがされています。それについては意見書の重要改正要望の 2 番目の「役員給与に関する課税の適正化を図るため次の措置を講ずること」というところで、Q & A ではなくて、法令化すべきだというような考え方を東京会では持っております。ですので、基本は租税法律主義に基づいて、Q & A ではなく法令でしっかりやるべきだというスタンスは当然持っております。ただ一方で、定額減税・インボイスについては取り扱いが多岐にわたるため、Q & A の部分で運用をしやすいしているという事実もあると思いますが、我々としては、税務行政の取扱いは Q & A ではなく法令化すべきという根底の考えはあるのだということをご説明させていただきました。

質問（安藤克哉会員）

議案書 96 ページの制度の勉強会についての質問です。税理士制度及び関連する諸制度に関する勉強会を 2 回程度開催するということですが、今年度はどのような内容の勉強会を開催なさるかをお聞きしたいです。例えば制度に関しては補佐人制度とかテーマがあると思いますが、どのような計画を立てているのでしょうか。

回答（石井制度部長）

令和 4 年の改正を受け、また社会状況の変化、我々を取り巻く環境の変化は激しいですが、そのために次の改正の方向性をこれから議論していく、そのための勉強会です。

ひとつはまず、最近増えている大学院を卒業して資格を取られて新規登録された方の実態の把握のために、大学院の教員から実際どのような教育をしているかということで、大学院課程の実態を把握するというものです。

もうひとつは、これから制度部内で議論していきたいと思いますが、先日皆様方にご協力いただきました、税理士の実態調査、その集計を夏から秋にかけて行います。また東京会で実施する支部法対等への検討課題の依頼でテーマを募る。それらに基づいてもうひとつの勉強会のテーマを考えていきたいということでありますが、一応その中身としては、税理士の今現在の新規登録者の実態ということで、例えば若手の方の、新規登録ばかりの方の意見を伺う、あるいは税理

士法人に関してもこれから検討していく課題はたくさんあるかと思いますが、税理士法人に所属している方から様々な場で意見を聴取する、意見を交換する、ヒアリングするというようなものを念頭に置いています。

その他青税会員から、以下の質問があり執行部から回答があった。

質問（菊池純会員（新宿））

インボイス制度の課税仕入れの経過措置について、令和11年9月30日の期限にかかわらず、当面継続すべきだという要望をされていますが、これを読むと80%仕入れ税額控除の継続というようには読めないと思います。税理士会で、80%の仕入れ税額控除を当面の間継続することによって、インボイス制度が形骸化されていく、という考え方だったと思います。けれどもこれですと、50%仕入れ税額控除の継続でよいという風に読めるのですがいかがでしょうか？

また要望として、56ページの能登半島への義援金の2000万円という金額ですが、今の税理士業界を取り巻く環境は非常に大変で、一昨年から去年にかけて一番廃業した職種が税理士業務と聞いておりますし、諸物価の高騰もございます。今後もあるかと思いますが、そのような状況を考慮していただいて、他会に対する支援の金額を決定していただきたいと要望します。

回答（大畑調査研究部長）

本会「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」16番の、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについての仕入れ税額控除の経過措置を基本的に令和11年9月30日の期限にかかわらず当面の間継続すべきだという箇所ですよね。現状として今経過措置の期間になっていて、3年経過後は8割から5割になるというところですが、当然、この意見書の内容からは、8割を永久的に軽減するとかそういう話にはなってきません。一方でこの3年を経過している現状の期間の中で、もっといろいろな情報を収集して、8割を永続的に継続するべきなのかは、これから具体的に吟味して来年度の意見書に盛り込んでいくというような段階なので、今の段階では8割をずっと継続すべきという意見は言えません。3年後、8割が5割になるこの時に明確な意思表示をしたいと考えています。

質問（菊池純会員（新宿））

89ページの重点施策の9番、税理士登録を適正に行うというところですが、マイナンバー法と税理士法が変わりまして、登録事務に個人番号を加えるということになったと思います。これで登録にマイナンバーカードが必要だという話を聞いたのですが、一方でマイナンバーカードは任意です。登録事務上どのような扱いになるのでしょうか？

回答（中山登録調査委員長）

マイナンバーカードが必要なのは本年5月27日以降からの新規の申請者に限っています。マイナンバーが必要だというのは、これはいずれ国家情報連携システムとの関わりも出てくるのですが、国税庁からの依頼が出ていたので、日税連でそれを行うことになっています。また、マイナンバーを取得していない方でも申請できます。例えば海外生活が長く最近戻って来た方には、マイナンバーは実は無いのです。ですが、マイナンバー記載の住民票を取得すると、そこにはすでに載っているのです。その方の場合には、実際のマイナンバーカードでなくても登録申請が

できます。一般的な登録申請者についても同じように、マイナンバーカードがなくとも、住民票によりマイナンバーを提出して、登録申請することができます。

今後の行事予定（令和6年7月以降）

令和6年	7月1日（月）	第1回 実務研修部会	青税事務局、Web
	7月2日（火）	第1回 研究部会	青税事務局、Web
	7月3日（水）	第1回 組織部会	青税事務局、Web
	7月5日（金）	第1回 厚生部会	青税事務局、Web
	7月6日（土）	全国青税 第2回理事会 京都	京都経済センター 6-D
	7月8日（月）	第1回 税制調査部会	青税事務局、Web
	7月9日（火）	第4回役員会	東京税理士会館、Web
	7月11日（火）	豊島部会 総会	未定
	7月12日（金）	研究部 研修会「税法学原論研究会 第9回」	東京税理士会館
	7月22日（月）	シンポジウム・ディベートガイダンス	東京税理士会館、Web
	7月25日（木）	実務研修部 研修会 「合同会社の設立・運営と税務上の留意点」	東京税理士会館、Web
	8月3日（土）	全国青税 第3回理事会 名古屋	ANAクラウンプラザ ホテルグランドコート名古屋
	8月4日（日）	全国青税 定期総会・シンポジウム 名古屋	ANAクラウンプラザ ホテルグランドコート名古屋

※開催についての最新情報は、東京青税ホームページ、メーリングリストにてご確認下さい。